



■2013年_予算等審査特別委員会（第6日目）（2013.03.25）

八王子市一般会計及び各特別会計予算並びに関連諸議案に関する意見

◎陣内泰子委員 市民自治の会の陣内泰子です。2013年度八王子市一般会計及び各特別会計予算並びに関連諸議案について意見を申し上げます。

新年度予算は、新市長による本格予算です。八王子ビジョン2022の初年度として、活力ある魅力あふれるまちの実現に向けて創意工夫をしたとうたっているのですが、目につくのは、土木費の前年度比22%増という突出したハード重視の予算になっていることと相まって、一つ一つの施策に展望が見えないことです。現状認識に対する危機感の欠如によるものと言わざるを得ません。

歳入について、あらゆる視点から確保に努めたということですが、市税収入は減収の一途です。法人市民税が企業業績の回復により前年より増額になっているとはいえ、そのことが個人所得の増額につながる道筋はなく、賃金が上がらないままでインフレ基調、そしてまた、2014年度からの消費税アップということにでもなれば、市民生活の困窮度は一層増大していきます。市民から搾り取る血税なので、投資のための投資を廃し、身の丈に合った市政運営を心がけることは当然であり、安心して暮らせる市民生活に寄与するものでなければなりません。しかしながら、市民生活の充実に回せる予算は先細る一方となっています。

具体的な例として、JR八王子駅北口駅前、地下道に続く階段脇に八王子インフォメーションセンターが設置されました。市長自身、おもてなしの環境整備を進めてきたとおっしゃいますが、その一方でマルベリーブリッジ東放射線延伸工事も進められているところです。セレオ八王子のオープンにより、1階食品売場がにぎわい、駅前の人々の平行移動が活発になっているにもかかわらず、駅コンコースからの人の流れを2階部分、マルベリーブリッジ延伸によって流そうとするのは、矛盾する取り組みです。まさにこのマルベリーブリッジの延伸計画こそ、投資のための投資の典型とも言えるのではないのでしょうか。東放射線延伸が完成した折には、インフォメーションセンターを利用するために一度地上階におり、また京王線方面に行くのに上に上るといった無駄な動線を歩かなければならないこととなります。また、1階食品売場へのアクセスも非常に面倒なものとなることでしょう。これが駅前の賑わいを創出する事業、本市の顔ともいべき八王子駅の周辺地区整備と言えるのでしょうか。疑問です。しかも、駅周辺整備の全体プランは、予算規模をはじめ、具体的に示されておらず、虫食いの整備となっており、トータルプランに欠けるものです。

財政の健全化について、この点に、返す以上に借らないの財政規律を堅持し、将来負担比率の改善を図り、各施策を展開する予算にしたということであります。しかし、一般会計における市債借入額は、24年度決算見込みで149億円、25年度予算ベースで137億8,000万円と大幅にふえています。なぜ、返す以上に借らないが維持できているかというならば、下水道会計の借金が平成19年をピークに大幅に減少しているからです。わかりやすい一般会計ベースにおける財政規律コントロールが必要と考えます。

このように限りある予算の中で、今年度、医療対応、看取り介護を行う特別養護老人ホームの増

設として1床当たり300万円の補助が設定され、総額において4億6,200万円が債務負担行為で計上されています。この施策決定に関しては、十分な議論もなく、大変疑問に思うところです。

総括質疑並びに分科会審議の中で明らかになったことを簡単にまとめるならば、現職自民党議員からの提案であること、募集要項にあるような医療対応ができる社会福祉法人は市内では1法人だけであり、既にこの法人は土地を取得し、特養建設の準備を始めていること。さらに、この法人の理事長ブログによれば、この事業提案した議員との関係がかなり親密なものであることもうかがえるということがわかってきました。議員の新春パーティーに出席をした法人理事長がかかわる地域包括支援センターの内装工事をこの議員の会社でやってもらった、また、市長の医療対応の特養に補助金という予算の記者発表時の記事を書いて、石森市長に感謝とまで述べているのです。まるで、既にご自分がこの補助金を得られる法人であるかのような書きぶりであります。そして、さらにおかしなことは、これらのブログ記事がここに来て削除されているのです。何やら後ろめたいことがあるからの削除なのでしょう。

次に、政策決定の短さについてです。

4億円以上もの予算を出す事業であるにもかかわらず、担当所管が政策としてまとめたのは11月です。既に財務との予算折衝も終わりかけているころでもあります。10月ごろまでは、老健施設など他の幾つかの公募作業があって取り組めなかったということです。わずかな期間で行政主導で政策提案をつくり上げ、経営会議にかけたのが12月13日です。特養施設300床の増設を決めた介護保険事業計画策定検討委員会の中においても医療対応の特養が必要だという議論は一切なく、また、現在の特養待機者の中で、医療対応がないために大変困っているという数も把握されていません。つまり、八王子においてどういった医療対応がどれくらい求められているのかといった具体的なデータもない中で施策が決まった。これは大変異例なことと言えます。医療ニーズの高い人の居場所をどうするのか、十分な検討がなされていません。特養での受け入れも1つの選択肢でしょうし、老健施設、在宅など、幾つかの選択肢があります。これからの議論ではないのでしょうか。また、百歩譲って、特養での医療対応、みとりが必要であると判断したとして、それがどうして新設特養の補助金という形の政策になるのか、ここに大きな乖離があります。八王子は幸いなことに、特養建設に関してはまだ土地の値段が安いということもあるのか、行政優位で、補助金をつけなくても参入したい事業者は幾つもあるということも明らかになってきています。しかも、24ある特養のうち、市が要求するこの医療対応10項目、この10項目が全部できるのは1法人しかありませんが、何らかの医療対応は、1法人を除き、ほとんどの八王子の特養で既に行われているということも明らかになりました。つまり、八王子において、特養での医療対応の下地はある意味少しずつでき上がってきているということもわかってきたわけです。この事実からは、医療対応に特化した特養を1つつくることが八王子全体の底上げになるとは決して言えません。そして、この特養建設に補助金を出した後、今後の展開をどうするのかという展望も示されていません。実験であるという答弁もありました。実験に4億円以上もの市税を投入するのかと、この計画の無謀さに驚くあまりです。

また、医療対応については、東京都が補助金を既に出しています。喀痰吸引、胃並びに鼻からの経管栄養を行うところには、その規模に応じてですが、100万円から300万円の補助金を交付しています。また、医療対応、それもこの10項目の全てに対応するということが今回の公募条件になっているわけですが、この根拠が示されていません。しかも、そういった医療対応を特養で行うための人員体制の議論もなく、また、本当に特養で対応できるものなのかどうか、人権に十分に配慮されたことなのか、疑問でもあります。さらに、50%以上の医療対応者の入所という条件も大変その

根拠が不十分と言えます。

さらにつけ加えて言うならば、中核市移行との関係です。この特養建設には、都単独の補助金取得を条件としています。1床 430 万円の補助が出ます。しかし、都の補助金協議は、平成 25 年の 8 月ごろから行われることとなり、決定の内示が出るのは平成 26 年にかかるとのこと。その時点で中核市移行が決まっていれば、補助金決定の内定は出ないということでありませぬ。都市戦略室の考えでは、市に権限委譲されるものについての都単独補助は要求できないという姿勢であります。となれば、都単独補助である 1 床当たり 430 万円もこの八王子市が負担しなければならないということになります。医療対応部分と合わせるならば 1 床 730 万円、154 床であるわけで、1 法人に 10 億円以上もの市費が投入されるという、このことで果たしていいのでしょうか。しかも、都は、これまでの特養建設に関してのノウハウを持ち、厳密な審査を行うとされているところですが、市が単独で許可を決めるとなると、今それだけのノウハウがあるとはとても思えません。154 床の特養ベッドに 10 億円以上もの市費を出すことになる。それも、総括質疑の議論を聞けば、とるところが既に決まっているのではないかといった意見も出ているところす。今回のこの事業、とても認めるわけにはいきませぬ。議会がこれを認めてもいいのでしょうか。市民の皆さんに、何と説明できるのでしょうか。議員の皆様方の良識ある判断をお願いするところす。

最後につけ加えて、関連諸議案の第 32 号議案、八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例設定についてです。これは、地方主権改革の一環として、これらの基準設定が市町村の条例に委任されることとなったことからの条例設定議案なのですが、内容は、厚生労働省令の緩和になっています。小規模特養の居室定員については、原則 1 名、必要があれば 2 名までというのが厚生労働省令ではあるのですが、それに対し、八王子では、この条例に対し、ただし書きをつけ、4 名までの居室定員を認める規定となっています。その根拠は、多床室への需要があるということでありませぬが、これは入所者の尊厳ある暮らしの観点から、個室化、ユニット化を進めてきている国の方針と相反するものと言えます。また、ユニット型についても、定員 10 名以下として、ユニットごとに共同生活室などを設ける、これが厚生労働省令ではあるわけですが、それに対して八王子は介護あるいは看護職配置が 3 対 1 となっていることから、その定員を 12 人に拡大変更するとしています。つまり、職員配置の緩和であり、利用者にとって望むところではありませぬ。事業者にとっては、同じ職員配置でより多くの利用者を受け入れられるようになることから、事業者側に立った条例設定と言えます。権限が市町村におりてくるといっても、それが利用者にとって改悪につながるようでは意味がありません。市の姿勢が問われているわけす。事業者側に立つのではなく、あくまでも利用する市民にとってどうなるのかという視点での検討が必要であることを指摘して、意見いたします。